

令和5年3月28日

教職員各位

危機対策本部（新型コロナウイルス感染症対応）本部長  
学長 田野 俊一

<重要>令和5年4月1日以降の新型コロナウイルス感染症への対応について

令和5年4月1日以降の本学におけるマスク着用の考え方の見直し等について、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

本通知による対応は、令和5年4月1日から適用します。

## 記

### 1 マスクの取扱い等について

- マスクの着用は、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断が基本となります。
- 本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように、配慮をお願いします。
- マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう、周知などで適切な対応を行います。
- 次のようなマスク着用が効果的な場面においては、マスク着用を推奨します。
  - ・ 医療機関を受診する場合
  - ・ 通学・通勤ラッシュ時など、混雑した電車やバスに乗車する場合
  - ・ 重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時に、感染から自身を守るための対策する場合
  - ・ 健康診断、体調不良等により保健管理センターを受診する場合
- 保健管理センターの受診等に際しては、マスクを着用していない者が希望する場合には、マスクを提供します。

### 2 基本的な感染症対策の継続について

- 引き続き、次の事項の励行をお願いします。
  - ・ 手洗い、アルコール消毒液等による手指の消毒
  - ・ 咳エチケット（咳やくしゃみをする際にマスクやティッシュ、ハンカチ、袖で口や鼻を押さえる。）
  - ・ 小まめな換気（大勢の人が長時間同じ空間にいる場合）

### 3 感染不安を有する学生へのメンタルヘルスケア等の配慮について

- 引き続き、保健管理センター、学生支援センター（学生何でも相談室、障害学生支援室）、学生支援担任、学生メンター及びアカデミックアドバイザーが連携し、相談に対応します。

#### 4 教職員の出勤について

- 通常の勤務態勢とします。
- 在宅勤務が可能な場合には、在宅勤務を認めますので、引き続き適切な対応をお願いします。

#### 5 学内・学外施設について

##### (1) 附属図書館

- 通常どおり開館し、利用できるものとします。
- 感染不安を有する者向けに、着席距離を確保するため、一部の座席には利用制限があります。

##### (2) 体育施設（体育館、運動場、課外活動施設）

- 通常どおり利用できるものとします。

##### (3) 福利厚生施設（売店・食堂、レストラン）

- 各事業者向けに示されている業種別ガイドライン等を参考にすることを基本とします。
- 感染不安を有する者向けに、一部の座席のパーティションの設置を継続します。

##### (4) 課外厚生施設（浜見寮、菅平セミナーハウス）

- 予約期間・利用方法などの制限は、当面の間、継続します。これらを見直したときは、別途通知するものとします。

##### (5) 職員研修所

- 通常どおり利用できるものとします。

##### (6) 各建物の入り口、講義室

- 引き続き、手指用の消毒液、机・ドアノブ等の消毒液の備え付けを継続します。
- 授業で使用していない講義室の学生利用を認め、利用方法については別途通知します。

#### 6 学生のサークル活動・合宿について

- 感染防止活動計画書は廃止し、通常どおり活動できるものとします。

#### 7 学外者のキャンパス内の入構について

- マスクの着用を求めないこととします。
- 引き続き、守衛所等の消毒液の備え付けを継続します。

#### 8 外国出張等について

- 外務省が発出する感染症危険情報や政府の水際対策措置に留意の上、通常の手続きにより、渡航を認めるものとします。

#### 9 学生寮について

- 談話室を利用できるものとします。
- ユニットタイプの学生宿舎・寮における隔離滞在の措置は廃止します。

#### 10 その他

- 上記のほか、本学におけるマスク着用の考え方の見直し等について、必要な事項を別に定めるときは、改めて通知するものとします。

令和5年3月28日

学生各位

危機対策本部（新型コロナウイルス感染症対応）本部長  
学長 田野 俊一

<重要>令和5年4月1日以降の新型コロナウイルス感染症への対応について

令和5年4月1日以降の本学におけるマスク着用の考え方の見直し等について、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

本通知による対応は、令和5年4月1日から適用します。

## 記

### 1 マスクの取扱い等について

- マスクの着用は、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断が基本となります。
- 本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように、配慮をお願いします。
- マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう、周知などで適切な対応を行います。
- 次のようなマスク着用が効果的な場面においては、マスク着用を推奨します。
  - ・ 医療機関を受診する場合
  - ・ 通学・通勤ラッシュ時など、混雑した電車やバスに乗車する場合
  - ・ 重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時に、感染から自身を守るための対策する場合
  - ・ 健康診断、体調不良等により保健管理センターを受診する場合
- 保健管理センターの受診等に際しては、マスクを着用していない者が希望する場合には、マスクを提供します。

### 2 基本的な感染症対策の継続について

- 引き続き、次の事項の励行をお願いします。
  - ・ 手洗い、アルコール消毒液等による手指の消毒
  - ・ 咳エチケット（咳やくしゃみをする際にマスクやティッシュ、ハンカチ、袖で口や鼻を押さえる。）
  - ・ 小まめな換気（大勢の人が長時間同じ空間にいる場合）

### 3 感染不安を有する学生へのメンタルヘルスケア等の配慮について

- 引き続き、保健管理センター、学生支援センター（学生何でも相談室、障害学生支援室）、学生支援担任、学生メンター及びアカデミックアドバイザーが連携し、相談に対応します。

#### 4 学内・学外施設について

##### (1) 附属図書館

- 通常どおり開館し、利用できるものとします。
- 感染不安を有する者向けに、着席距離を確保するため、一部の座席には利用制限があります。

##### (2) 体育施設（体育館、運動場、課外活動施設）

- 通常どおり利用できるものとします。

##### (3) 福利厚生施設（売店・食堂、レストラン）

- 各事業者向けに示されている業種別ガイドライン等を参考にすることを基本とします。
- 感染不安を有する者向けに、一部の座席のパーティションの設置を継続します。

##### (4) 課外厚生施設（浜見寮、菅平セミナーハウス）

- 予約期間・利用方法などの制限は、当面の間、継続します。これらを見直したときは、別途通知するものとします。

##### (5) 各建物の入り口、講義室

- 引き続き、手指用の消毒液、机・ドアノブ等の消毒液の備え付けを継続します。
- 授業で使用していない講義室の学生利用を認め、利用方法については別途通知します。

#### 5 学生のサークル活動・合宿について

- 感染防止活動計画書は廃止し、通常どおり活動できるものとします。

#### 6 学外者のキャンパス内の入構について

- マスクの着用を求めないこととします。
- 引き続き、守衛所等の消毒液の備え付けを継続します。

#### 7 海外渡航について

- 外務省が発出する感染症危険情報や政府の水際対策措置に留意の上、通常の手続きにより、渡航を認めるものとします。

#### 8 学生寮について

- 談話室を利用できるものとします。
- ユニットタイプの学生宿舎・寮における隔離滞在の措置は廃止します。

#### 9 その他

- 上記のほか、本学におけるマスク着用の考え方の見直し等については、必要な事項を別に定めるときは、改めて通知するものとします。